寒河江市地域学校協働活動推進員設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第九条の七第一項の規定に基づき、寒河江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　推進員は、法第五条第二項に基づく地域と学校が連携・協働した教育活動（地域学校協働活動）に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

（設置及び定数）

第３条　教育委員会は、教育委員会及び寒河江市において学校運営協議会を設置する小・中学校（以下「学校」という。）に必要な数の推進員を置くことができる。

（資格及び委嘱）

第４条　推進員の委嘱は、次の各号の資格要件に該当する者のうちから、教育委員会がこれを行う。ただし、推進員は、各学校の学校長の推薦によるものとする。

（１）　地域において社会的信望がある者。

（２）　地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者。

（委嘱期間及び委嘱の解除）

第５条　推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

２　教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

（１）　心身の故障のため活動の継続に支障があり、またはこれに堪えられないと認められる場合。

（２）　その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合。

（活動内容）

第６条　推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

（１）　地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動。

（２）　地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動。

（３）　学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動。

（４）　その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動。

（活動状況の管理）

第７条　推進員は、活動状況を記録するとともに、教育委員会に対し地域学校協働活動推進員活動状況報告書（様式１）並び活動報告書（様式２）により報告するものとする。

（謝金等）

第８条　教育委員会は、推進員の活動に対し、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

（会議）

第９条　教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて会議を開催することができる。

（１）　推進員が行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。

（２）　地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。

（３）　その他推進員の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第１０条推　進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

（事務局）

第１１条　推進員に関する庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日に一部改正する。